平成 28 年度 全国健康保険協会 事業計画及び予算

対象期間: 平成 28 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日

全国健康保険協会の理念

- 協会は、保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図ることを基本使命としている。
- 協会としては、こうした使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的に取り入れ、保険者機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして運営していく。
 - ▶ 加入者及び事業主の意見に基づく自主自律の運営
 - 加入者及び事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
 - ▶ 加入者及び事業主への質の高いサービスの提供
 - ▶ 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

平成 28 年度事業計画

【健康保険事業関係】

I. 事業運営の基本方針

○ 協会の基本理念である加入者の健康の維持、増進を図り、質の高い医療サービスを 地域で効率的に享受できるよう、地域の実情を踏まえ、加入者や事業主の意見を反映 した、自主自律・都道府県単位の運営により、保険者機能を発揮する。その際、「保 険者機能強化アクションプラン(第3期)」に盛り込まれた以下の考え方に沿って、 加入者や事業主あるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを 行う業務を更に推進するため、平成29年度に向けて具体的な施策を着実に実施する。

第一に、医療等の質や効率性の向上を図るため、医療・介護を必要とするすべての 人に対し、地域の実情に応じた質が高く効率的な医療・介護サービスが提供されるよ う、医療提供体制等のあり方について、保険者として加入者・事業主を代表した立場 で関与し、関係機関への働きかけや各種審議会等で意見発信を行う。

第二に、加入者の健康度を高めるため、平成26年度に策定した「データヘルス計画」について、経過に基づき計画の修正を図るなどして、引き続き各支部において、PDCAサイクルを的確に回し、地域の実情に応じた効果的な保健事業を進める。

また、加入者の健康管理をサポートし、事業所における健康づくりを通じた健康増進を図る。

さらに、加入者の生活習慣病の発症予防、重症化予防の推進を中期的な期間で計画的に行い、医療費等の適正化にも寄与する。

第三に、医療費等の適正化を図るため、医療・介護に関する情報を提供し、加入者が疾病予防などを図り、医療等を受ける際は質が高く安価な医療の選択ができるよう 支援する。

あわせて、都道府県支部間の医療費の地域差の状況に鑑み、その差の縮小に向け、 医療費の低い支部等に関する情報の収集・分析や、都道府県、他の保険者等との連携 を深める。

さらに、医療費等の適正化を通じて、保険財政の安定化を図る。

第一から第三に掲げた保険者機能強化アクションプラン(第3期)の目標を達成するため、「人材育成等による組織力の強化」、「調査研究に関する環境整備」、「加入者・事業主との双方向のコミュニケーション」、「外部有識者との協力連携」等から基盤強化を行う。

職員一人ひとりが協会の理念の実現に向けて保険者機能を発揮し、創造的かつ意欲

的に業務を行うことができるよう、新たな人事制度や組織の見直しを着実に施行する。

- また、協会の組織面においても、実績や能力本位など民間にふさわしい新たな人事制度や組織基盤を定着させていくとともに、協会のミッションの徹底や、人材育成等を通じて、職員の意識改革を進め、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。あわせて、「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」の目標を達成するための基盤強化策の一つとして、人材育成を強化・推進するとともに、企画・調査分析や保健事業などへの人的資源や予算の配分を充実させる。
- 協会けんぽの平均保険料率は 10.00%と被用者保険の中でも高い水準に達しており、協会けんぽの取組みの理解とあわせて、加入者・事業主に中長期的には楽観視できない保険財政を伝えていく必要がある。また、中小企業等で働く方々の健康と暮らしを守る被用者保険としての機能が果たせるよう、本部と支部が一体になって全力で事業運営に取り組む。特に、協会けんぽの財政基盤をより強化するため、より一層の効率的な事業運営の推進を図るとともに、必要な制度の改革を本部・支部と連携して、関係各方面へ提言していく。さらに、自主・自律という一方で法令により協会に様々な制約が課されている現状を踏まえ、協会の自主性とそれに伴う責任をより広げる方向での制度見直しを求めていく。
- 中小企業団体と連携し、制度や協会運営に関する意見を吸い上げ、政策提言や運営 改善に役立てると同時に、家計や経営環境が厳しい状況の中において、被用者保険の 柱である協会けんぽの機能の重要性を加入者・事業主の方々が理解し、安心感をもて るよう、保険料率のお知らせとともに、医療保険制度の仕組みや現役世代が高齢者の 医療を支えている構造についても、加入者・事業主の方々の理解と納得が得られるよ う、周知広報に万全を期す。また、保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮し た協会の取組みについて、加入者、事業主の方々や関係機関等、更には国民一般に広 く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。
- 保健事業については、加入者の健康の保持増進を図るための協会の事業の重要な柱であり、「データヘルス計画」については、①特定健診・特定保健指導、②事業主等の健康づくり意識の醸成をめざした取組み(コラボヘルス)、③重症化予防対策の3点を基本的実施事項と位置づけ、経過に基づき計画の修正を図るなどして引き続き推進するほか、その他の保健事業を適切に組み合わせ、総合的に推進していく。
- 中長期的な財政見通しを踏まえ、保険料負担をできるだけ上げないよう、地域の実情に応じた医療費の適正化のほか、業務改革、経費の節減等のための取組みについて 一層強化する。また、国による社会保障・税番号制度の実施状況に併せて、随時、協

会において日本年金機構ほか関係機関との調整状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施する。

- 協会の運営については、情報発信を強化し、スピード感を持って実行に移していく とともに、指標(数値)化を行い、定期的に公表するものとし、運営委員会及び評議 会を基軸として、加入者及び事業主の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能 させていく。
- また、保険料収納や保険証交付の前提となる被保険者資格の確認などを担う厚生労働省及び日本年金機構との連携を深め、円滑な事業実施を図る。

Ⅱ. 重点事項

1. 保険運営の企画

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に基づき、今後、保険者として 実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、 「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対し てあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を 更に強化する。

具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、各支部における「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。

加えて、パイロット事業を活用し、新たに効果的な施策を検討し、協会において有益な業務は全国展開を図り、成果を外部へ発信する。

さらに、保険者機能強化に向けて、支部間の情報共有の充実を図るための場を設ける。

また、社会保障審議会の各部会や中央社会保険医療協議会において、協会の財政 基盤強化の視点、給付の重点化・制度運営の効率化の視点、適切に保険料が医療・ 介護の質の向上に活用されるような視点で意見を述べる。

都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して提言を行うとともに、 積極的に各種協議会に参加するなど、都道府県・市町村の医療政策・介護政策の立 案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、 協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、都道府県・市町村や医療関係 団体(医師会等)と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携 に関する協定を締結し、それに基づき、関係機関と共同して加入者の健康増進や医 療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。

なお、サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費、海外療養費等の健康保険給付の審 査強化等についても、引き続き着実に推進していく。

(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

医療費適正化対策を更に推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施するとともに、平成25年度からパイロット事業として実施している医療機関における資格確認業務の実施支部数の拡大を図る。また、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、現金給付の審査の強化を図る。

さらに、各支部で「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。

加えて、協会が収集・分析したデータを活用し、地域の実情に応じた効果的な意 見発信を行う。

また、平成27年医療保険制度改革等を踏まえて、都道府県単位保険料率について、激変緩和や国の検討状況も踏まえた後期高齢者医療に係る協会けんぽ内のインセンティブ制度について、今後の具体化や準備を進める。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの対象範囲の更なる拡大を引き続き図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内2回目通知を継続する。このほか、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者への適切な広報等を実施する。

また、その効果を着実なものとするために、地域の実情に応じて、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。

加えて、ジェネリック医薬品の使用割合の都道府県格差の是正と更なる使用促進に向け、新たな施策を実施する。

(4) 地域医療への関与

各支部においては、策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

また、本部においては、各支部が医療審議会等の医療提供体制等の検討の場へ参画できるよう、引き続き国に対して働きかけを行うほか、新たに医療法等に関する重要事項を審議する社会保障審議会医療部会等への参画に向けて、国に対する働きかけを行う。

加えて、医療提供体制等に係る国や都道府県をはじめとする関係者の動向を情報収集し、本部から意見発信の方針等を示すなど、各支部での対応の支援を行う。

(5) 調査研究の推進等

保険者機能を強化するため、保険者機能強化アクションプラン(第3期)に沿って、中長期的な視点から、医療等の質の向上、効率化の観点を踏まえ、その成果を施策に反映できる調査研究を行う。医療・介護に関する情報の収集、分析を的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部へ

の各種の情報リストや医療費分析マニュアル等の提供及び支部職員に対する統計 分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。また、加入者や研究者に 対するレセプト情報等の提供のあり方について引き続き検討する。さらに、医療の 質を可視化するための指標に関する調査研究を行う。

医療費分析等の研究を行う本部・支部職員を中心に、外部有識者との協力連携を 図り、医療・介護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。 本部・支部における健診・レセプトデータ等の分析成果等を発表するための報告 会を開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取り組んでいる事業について内外に広く発信する。

(6) 広報の推進

保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みをタイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとしてホームページ、メールマガジンを充実させる。さらに、協会の発信力を広げるため、いわゆるソーシャルネットワークサービス等の活用をはじめ、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。

医療保険制度の中でも高額療養費制度や限度額適用認定証など加入者にとって メリットのある制度の認知率アップを図るため、チラシやリーフレットを作成して 丁寧なお知らせを行う。

加入者・事業主が必要としている情報をお伝えするという視点から、モニター制度や対話集会、支部で実施するアンケートをはじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、わかりやすく、加入者・事業主に響く広報を実施する。

都道府県、市町村、関係団体との連携による広報では、救急医療をはじめ地域の 医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の 受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、都道府県等とともに広報 に努める。

地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。

(7) 的確な財政運営

健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発揮され、地域の医療費の適正化のための取組みなどのインセンティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。

被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中長期的な財政基盤強化の

ために喫緊に講じなければならない方策について検討し関係方面へ発信していく。 協会の中長期的には楽観視できない保険財政、他の被用者保険との保険料率の格 差、高齢者医療の公平かつ適正な負担のあり方等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組

さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について 各支部に迅速かつ正確にフィードバックするとともに、各支部の創意工夫を活かし たサービスの改善に取り組むべく、お客様満足度調査等を実施する。

傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード(10営業日)を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。

健康保険給付などの申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を 充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。

その他、任意継続被保険者保険料の口座振替と前納による納付やインターネット を活用した医療費の情報提供サービス利用促進に更に注力する。

(2) 高額療養費制度の周知

限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口に限度額適用認定申請書を配置するなど利用促進を図る。

また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付(ターンアラウンド)し、支給申請手続きを勧奨する。

(3) 窓口サービスの展開

効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年金事務所への職員の配置や外部委託を適切に組み合わせながらサービスを提供する。

なお、年金事務所窓口の見直しに当たっては、サービスの低下とならないように 配慮する。

(4) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、 事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回 (施術日数が月に15日以上)の申請について加入者に対する文書照会を強化する とともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照 会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知 識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて、審査を強化する。審査で疑義が生じたものは、各支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。

なお、本部では審査強化の支援として、標準報酬月額が83万円以上である申請 や資格取得直後に申請された傷病手当金・出産手当金の支払済データを各支部に提 供する。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を更に強化する。具体的には、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検は、支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、協会においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

さらに、内容点検業務の一部の外部委託を全支部で実施し、支部が行う内容点検 を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。併せて、点検員が 点検業者のノウハウを取得し活用すること及び競争意識の促進を図ることにより、 点検員の質をより一層向上させ点検効果額の更なる引き上げを行う。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で回収を行う任意継続被保険者分に対し、協会は文書による催告、更には電話や訪問を取り混ぜた催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。また、保険証回収業務の外部委託の実施の拡大を図る。

なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後(または被扶養者削除後)は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

(1O) 積極的な債権管理 · 回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。

交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

また、債権及び求償事務担当者を対象とした担当者研修会を開催し、法的手続き に関する知識の習得や損害保険会社等との折衝におけるスキルの向上を図る。さら に、債権統括責任者会議を開催し、着実に債権管理・回収業務を進めるための体制 を確立する。

(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡し的役割を担っていただいているため、研修の実施、広報活動等により、健康保険事業等に対する理解を更に深めていただくとともに、事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。

また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく健康保険委員委嘱者数の更なる拡大を図る。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の各種情報を活用し、より効

果的な保健事業を推進するため、分析を踏まえて事業所・加入者の特性や課題を把握した上で、本部で示した基本方針に沿って、各支部で作成した「データヘルス計画」についてはPDCAを十分に意識して実施することにより、効果的な保健事業を進める。

また、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標及び施策、実績を本部・支部で共有し、一体となって目標達成に向けて取り組む体制を一層強化するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。

さらに、保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、地方自治体との連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化するとともに、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を迅速に展開・共有し、支部間格差の解消に努める。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

健診等の結果を分かりやすく伝えることで、事業所・加入者との距離を更に縮め、 事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう努める。

また、「データヘルス計画」による協働業務や「健康宣言」などを通じ、事業主への積極的な働きかけを行うなど、事業主の主体的な取組みを促し、健診・保健指導の効果を最大限に引き出す。

特定健康診査については、地方自治体との連携の効果を生かし、市町村が行うがん検診との連携強化を徹底するとともに、連携が図れない地域等については、協会主催の集団健診との「オプショナル健診」の拡大を図る。

受診者と協会の間に位置する健診機関との協力関係を強化し、健診の推進や事業者健診データの取得促進を図る。

事業者健診データの取得は、健診実施率向上のための重要な取組みであり、事業主の理解を得られないことが大きな障壁となっている。これまでの通知・架電中心による勧奨に加え、外部委託を活用するなど訪問による勧奨を強化し、事業主の理解を深めることに注力する。

がん検診等、検査の実施方法の多様化や加入者等のニーズに応えるため、生活習 慣病予防健診の検査項目について、見直しの検討を行う。

特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に進める。

また、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。生活習慣病のリスクに応

じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。 業種・業態健診データの分析結果や協会保健師を対象に調査をした業種・業態別 健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種 団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。

保健指導効果の支部間格差に関する要因分析の結果を活用し、保健指導者の育成方法について見直しを進める。

(3) 各種業務の展開

業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康増進を図る。そのため、地方自治体との覚書・協定の締結等に基づく、具体的な事業の連携・協働を促進する。さらに、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じ行政機関や他の保険者との連携強化を図る。また、重複・頻回受診者、重複投薬者への対応など、加入者の適切な受診行動を促す取組みを進める。

4. 組織運営及び業務改革

- (1) 組織や人事制度の適切な運営と改革
 - ① 組織運営体制の強化

本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制(ガバナンス)、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

② 実績や能力本位の人事の推進

協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、 日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に 運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本 位の人事を推進する。

③ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織 風土・文化の更なる定着に向けて、人事評価制度の見直しのほか、職員に期待す る職員像を示すとともに、等級ごとの職員の役割を明確化する等の人事制度全般 の改定の実施、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守(コンプライアンス)については、内部・外部の通報制度を 実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護 や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの 適切な管理等を常時点検し、徹底する。

⑤ リスク管理

リスク管理については、大規模自然災害が発生した場合であっても、協会事業の継続・早期の復旧を図るため、引き続き事業継続計画の整備を進める。

また、自然災害以外のリスクも含め、事態が深刻化した場合に想定される被害が大きく、かつ協会に脆弱性のあるリスクを洗い出し、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を検討する。

さらに、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施するなど、危機管理体制の整備を進める。

(2) 人材育成の推進

「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の定着を図る。

職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務遂行を通じて職員の育成に関わるという組織風土を醸成する。

また、新たに設定された役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。

その他、オンライン研修の実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(3) 業務改革・改善の推進

地域毎に複数の支部で構成された業務改革会議等を実施し、より良いサービスの標準化を目指す。各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改革・改善を実現していく。

健康保険給付申請書の入力業務や、保険証や支給決定通知書等の作成・発送業務については、集約化しアウトソースを行うとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(4) 経費の節減等の推進

引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページに調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

協会の運営に関する各種指標 (28 年度健康保険関係数値) について 【目標指標】

サービス関係指標				
		サービススタンダー		
サービススタンダー	サービススタンダードの遵守 	ドの遵守		
ドの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数	10 営業日以内		
保健事業関係指標				
はシ の中世	业中	被保険者 53.2%		
健診の実施	特定健康診査実施率 	被扶養者 30.0%		
 事業者健診の取得	 事業者健診のデータの取込率	 13.7%(被保険者)		
3 214 11 22 12 12 13				
┃ 【保健指導の実施	 特定保健指導実施率	被保険者 15.2%		
床庭旧 等 の 欠 旭	仍是体度用等失心干	被扶養者 4.1%		
医療費適正化等関係	医療費適正化等関係指標			
	加入者1人当たり診療内容等査定効果額(医	123 円以上		
レセプト点検効果額	療費ベース)	123 门以工		
ジェネリック医薬品	- ジェナリック医薬日体田割み(粉号ベーフ)	65.1%		
の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)	00.170		
加入者・事業主への広	メールマガジンの新規登録件数	13,000 件		
報	ケールヾカシノの析況豆畝件数 	13,000 1+		

【検証指標】

各種サービスの利用状況	インターネットによる医療費通知の利用件数		
存住が こべの利用状況	任意継続被保険者の口座振替利用率		
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数		
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数		
お客様満足度	・窓口サービス全体としての満足度 ・職員の応接態度に対する満足度 ・訪問目的の達成度 ・窓口での待ち時間の満足度 ・施設の利用の満足度		
レセプト点検	・加入者 1 人当たり資格点検効果額・加入者 1 人当たり外傷点検効果額・加入者 1 人当たり内容点検効果額		
健診・保健指導の効果	・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 ・特定保健指導利用者の改善状況		
ホームページの利用	・ホームページへのアクセス件数 ・ホームページの利用目的達成度		
都道府県との連携	· 都道府県医療費適正化計画にかかる検討会への参加支部数 · 都道府県ジェネリック使用促進協議会への参加支部数		
申請・届出の郵送化	申請・届出の郵送化率		
業務の効率化・経費の削減	・健康保険給付担当職員の 1 人当たり給付業務処理件数 ・随意契約の割合(件数)、内訳 ・コピー用紙等の消耗品の使用状況		
E			

⁽注)「都道府県との連携」に関して、都道府県によっては協議会・検討会が設置されていない場合や名称が異なる場合がある。 (注)検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、 確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加。

Ⅲ. 事業体系

事項		内 容	
	運営委員会・評議会 の運営	〇本部に運営委員会、各都道府県に評議会を設置し、 その運営を行う。	
	保険料率の設定	○都道府県単位保険料率を設定する。	
	財政運営	○健康保険の財政運営を行う。	
保険運営の企画運営の企画		○加入者の疾病の予防や健康増進、医療等の質の確保、医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険者機能の発揮により取組みの総合的推進を図る。○ジェネリック医薬品の使用促進を図る。	
	調查分析・統計	〇医療費等に関する調査分析を行うとともに、統計を 作成する。	
	広報・情報発信等	○広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。	
	 保険証の交付 	〇保険証の交付や被扶養者資格の再確認等を行う。	
	保険給付	○健康保険の給付を行う。・現物給付(保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬 支払基金を通じて医療費を支払う。)・現金給付(傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産 育児一時金、埋葬料、療養費等)	
健康保険	 レセプトの点検 	〇レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。	
給付等	債権の回収等	〇債権の新規発生を防止するとともに、発生した債権 を適正に管理し、回収する。	
	任意継続被保険者業 務	〇任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を 行う。	
	窓口サービス・相談	〇支部や年金事務所に職員を配置または外部委託に より各種申請等の受付や相談等の窓口サービスを 行う。	
	情報提供	〇医療費通知やインターネットを活用した医療費に 関する情報提供を行う。	

		○被保険者
		各支部が契約する健診機関により、生活習慣病予防
		健診(一般健診、付加健診、乳がん検診、子宮頸が
		ん検診)、肝炎ウイルス検査を年齢、性別により実
		施し、その費用の一部を負担する。
		また、事業者健診を受診している被保険者の健診デ
	健診	ータの取得も行う。
		〇被扶養者
		各支部と他の保険者が共同で地域医師会と契約し、
		また健診機関の中央団体と協会単独で契約するな
		どした健診機関により、特定健診を実施する。
		【国の定めた目標値】
		特定健康診査実施率:65.0%(29年度)
		〇被保険者については、保健師が事業所を訪問し、健
		診結果に基づき保健指導(情報提供、動機づけ支援、
【 保健事業		積極的支援、その他支援)を実施するほか、外部委
体性 学素 		託を活用する。
		〇被扶養者については、他の保険者と共同して地域の
	保健指導	医師会等と契約するとともに、協会単独で特定保健
		指導機関の中央団体等と契約し、利用券を配布し、
		地域の特定保健指導機関で特定保健指導が受けら
		れるようにし、その費用の一部を負担する。
		【国の定めた目標値】
		特定保健指導実施率:30.0%(29年度)
		○健診データやレセプトデータを分析し、各支部の特
		性に応じた「データヘルス計画」により、健康づく
	健康づくり事業	りや疾病予防等を実施する。
		〇健康増進や疾病予防のための運動プログラムの実
		施や教育、相談、普及啓発のための広報等を行う。
	ナンキャクロシャ	〇生活習慣病の重症化を防ぐために健診の結果、要治
	未治療者への受診勧	療と判定されながら治療していない者に対して受
	奨 	診を促し、確実に医療に繋げる。
福祉事業	高額療養費等の貸付	〇高額療養費や出産費用の貸付を行う。
その他	健康保険委員の委嘱	○健康保険委員の活動を強化するため、研修会の開催
ت اردی	等	や必要な情報提供等を行う。
		てど女の田夫はた万寸でコン。

【船員保険事業関係】

I. 事業運営の基本方針

1 協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念(基本使命・基本コンセプト)を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。

また、健診結果データ等の分析に基づき、加入者の健康の保持増進を図るための事業計画として策定した「船員保険データヘルス計画」について、2年目の取組みを着実かつ効果的に実施すること等を通じて、加入者の健康づくりを効果的かつ効率的に支援、促進し、ひいては医療費負担の軽減を実現することができるよう努める。

2 平成28年度においては、

- (1) 船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえた事業運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者の視点に立って積極的に情報提供等を行うほか、サービススタンダードを年間を通じ達成するなど、常にサービスの向上を図る。
- (2) 特定健康診査や特定保健指導の実施率の向上を図るための各種取組みをより強化するとともに、加入者一人ひとりの生涯を通じた健康生活の支援や船舶所有者における健康づくりの支援を推進するなど、総合的な取組みを継続する。
- (3) さらに、加入者の負担を軽減し、効率的な医療の提供を図るため、自動点検機能を活用したレセプト点検の効果的な実施、医療費通知やジェネリック医薬品の使用拡大などの取組みを推進する。

3 事業運営に当たっては、

- (1) 中期的な財政見通しや医療保険制度改革の影響等を踏まえ、保険者としての健全な財政運営に努める。また、国による社会保障・税番号制度の実施状況に合わせて、随時、協会において、日本年金機構ほか関係機関との調整状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施する。
- (2) 船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映するとともに、積極的な広報・情報開示に努める。
- (3) PDCA(計画、実行、評価、改善)サイクル等を通じた効率化や日本年金機構等の関係機関との連携に努める。

Ⅱ. 重点事項

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

加入者の健診結果データ、レセプトデータ等の収集、分析体制の整備、強化を図り、加入者の健康状態の特性の把握に努めるとともに、船員保険の健康課題であるメタボリスク保有率及び喫煙率の減少を目標として「船員保険データヘルス計画」を着実に実施する。

加えて、加入者の疾病の予防や健康増進、さらには医療費の適正化を推進するため、以下の取組み等を総合的に推進する。

- 加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供及び意見収集
- 保健・福祉事業の効果的な推進
- ジェネリック医薬品の更なる使用促進
- レセプト点検の効果的な推進
- 外部委託の活用を含めたレセプトデータ等の収集、分析体制の整備、強化 等

(2) 情報提供・広報の充実

- ・加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、利用者の立場からわかりですい、時宜を得た情報提供を積極的かつ計画的に実施する。
- 情報提供等に当たっては、ホームページ、メールマガジン等の電子媒体による広報の一環として、新たにソーシャルネットワークサービスを活用した広報を実施するとともに、インターネットを利用されない方々を含めた幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するなど、紙媒体による情報提供、広報についても実施する。
- ・船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、加入者や 船舶所有者等に「船員保険通信」を送付するとともに、日本年金機構と連携を図 り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する ほか、ホームページへタイムリーな情報記事を掲載し定期的な情報提供を行う。
- 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・メールマガジンについては、利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行うとともに、船員保険事業の推進及び加入者サービスの向上のため、加入者や船舶所有者のご意見等を積極的に収集する。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向け、広報を強化し、ジェネリック医薬品に切り替えいただいた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを、通知対象者の拡大を図った上で、年2回の通知を継続するとともに、ジェネリック医

薬品の希望を申し出いただく際に利用いただける「ジェネリック医薬品希望シール」 を配付する。

加えて、被保険者に比べて使用割合の低い被扶養者の使用促進に向けて、被扶養者へ直接案内を送付する軽減額通知サービス等の機会を活用して効果的な広報を実施する。

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。

また、船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な管理・運用を行うこととし、運用状況については、定期的に船員保険協議会において報告する。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) サービス向上のための取組み

- ・ 職務外給付については、サービススタンダード(申請の受付から給付金の振込みまでの期間:10営業日)の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。
- 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査での ご意見等について、船員保険部内に設置したサービス向上委員会において改善等 に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図る。
- 申請書等の様式や記載要領等については、加入者等からみてわかりやすいものとなるよう、改善に努めるとともに、簡素化を図る。

(2) 高額療養費制度の周知

限度額適用認定証については、高額療養費が現物給付され利便性が高いことなど を周知し、更なる利用促進に取り組む。また、高額療養費の未申請者に対し、支給 申請の勧奨を行う。

(3) 制度改正の周知

平成 28 年 4 月から改正される傷病手当金、出産手当金及び入院時食事療養費の 改正内容について、加入者や船舶所有者等に対して、ホームページや関係団体の広 報誌等を通じて、周知を図る。

(4) 職務上の事中による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、未申請者に対し、 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の申請勧奨を漏れ なく実施し、その着実な支給を図る。

(5) 保険給付等の業務の適正な実施

- ・職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの保険給付等を正確かつ迅速に支払う。なお、必要な場合には実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。
- 下船後の療養補償について、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、加入者や船舶所有者等に対し、適切な申請がされるよう周知を図る。
- 柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施するなど、適 正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。

(6) レセプト点検の効果的な推進

自動点検システムを活用し、東京支部との連携の下、効率的なレセプト点検を実施するとともに、研修の充実、抽出条件等の蓄積、点検員の知見・査定事例の共有化を推進し、点検技術の向上に努め、点検効果額を引き上げる。

(7) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。

(8) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失された方からの保険証回収について、 文書等による催告などを通じて回収を促進する。

また、不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。

3. 保健事業の推進、強化

(1) 保健事業の効果的な推進

「船員保険データヘルス計画」について、加入者のメタボリスク保有率及び喫煙率の減少という目標の達成に向け、取組みを着実かつ効果的に実施するとともに、その実施状況等を踏まえて、PDCA サイクルに則って計画の内容を見直し、更新していくことにより、加入者の健康特性に応じた効果的かつ効率的な保健事業の推進を図る。

また、外部委託等の活用も含め、加入者の健診結果データ、レセプトデータ等の 収集、分析体制の整備、強化に努めるほか、27年度に実施した、被保険者及び船 舶所有者への健康づくりの支援に関するアンケート調査の結果を踏まえ、効果的な 保健事業の推進を図る。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の実施体制等の強化

第二期特定健康診査等実施計画(平成25年度~平成29年度)を着実に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上を図るため、以下の取組み等を推進する。

- ・特定健康診査及び特定保健指導の実施に当たっては、受診率・実施率の向上を図るため、これまで取り組んできた健診等の実施体制の拡充、利用手続きの簡素化及び費用負担の軽減等の取組みを推進し、効果的な実施を図る。
- ・健診の実施体制の拡充に当たっては、生活習慣病予防健診の実施機関数の増加に 努め、より身近な場所での受診を可能とすることにより利便性の向上を図る。
- ・被扶養者に対する健診の実施に当たっては、特定健康診査に代えて生活習慣病予 防健診の受診を可能とし、健診の利用促進を図る。また、受診券の送付時に、特 定健康診査と市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報を併せて行う。
- 利用手続きを簡便化するため、健診等の案内とともに直接受診券を送付し、被扶 養者については、その自宅(被保険者宅)へ直接送付する。
- 特定保健指導の実施に当たっては、健診と併せて委託しているこれまでの外部機関に加えて、新たに特定保健指導を全国的に実施する事業者を活用し、特定保健指導の未利用者への働きかけを強化することなどにより、特定保健指導利用者の更なる拡大を図る。
- 特定健康診査の未受診者については、船員手帳健康証明書データの取得について、 被保険者及び船舶所有者から収集する取組みを継続するとともに、27 年度に実施した、船員手帳健診実施機関に対する船員手帳健康証明書データの提供にかかる意向調査を踏まえて、船員手帳健診実施機関から取得できる仕組みの検討を行う。

(3) 加入者の健康増進等を図るための取組みの推進

- ・加入者の健康に対する意識の向上を図るとともに、生活習慣病の重症化予防及び 特定保健指導の実施率の向上を図るため、生活習慣病予防健診受診者、特定健康 診査受診者及び 28 年度受診分の船員手帳健康証明書データの提供者に対して、 個人ごとに、健診結果に応じた生活習慣の改善策等をまとめたオーダーメイドの 情報提供冊子を送付する。
- 27 年度受診分の船員手帳健康証明書データの提供者に対しては、健康づくりに 関する情報提供等を行うことにより健康意識を高めるきっかけづくりになるよう 努めていく。
- ・健診データの分析結果等に基づき、船舶所有者ごとに加入者の健康状況について 取りまとめた、いわゆる事業所カルテを活用して、健康づくり意識の醸成をめざ した取組み(コラボヘルス)につなげる。
- 関係団体等と連携の下、労使関係団体等による研修会や船員労働安全衛生月間に

おけるイベント等の機会に、保健師等の専門家を講師として派遣し、健康問題について理解、学習いただく、出前健康講座等を積極的に推進することを通じて、 船舶所有者等における、加入者の健康づくりの取組みを支援、促進する。

- ・船員労働の特殊性を踏まえた食生活、運動、飲酒、喫煙等に関する生活習慣の改善方法や歯科口腔保健等について、情報提供冊子の配付やホームページへの健康情報の掲載等を通じて、加入者の健康意識の向上を図るとともに、加入者の健康づくりを支援する。
- ・地方自治体・関係団体等が開催するイベント等に参加し、直接加入者等と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深め、船員保険の健康づくり等の取組みを広く発信する。

4. 福祉事業の着実な実施

船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の 援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通 じ、加入者等の福利厚生の向上を図る。

- 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業については、実施主体である横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院と連携を図るなど、事業の円滑かつ着実な実施に努める。
- ・保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直し等を行いつつ、利用者 数の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施を図る。
- 特に、旅行代理店の契約宿泊施設を活用した保養事業及び平成27年7月に宿泊施設がリニューアルオープンし、本格的に営業を再開した船員保険総合福祉センター(みのたにグリーンスポーツホテル)については、さらなる周知を図るため効果的な広報を実施する。

5. 組織運営及び業務改革

健康保険事業と一体となって次のような取組みを推進する。

- (1) 組織や人事制度の適切な運営と改革
 - ① 実績や能力本位の人事の推進

協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。

② 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織 風土・文化の更なる定着に向けて、人事評価制度の見直しの他、職員に期待する職員像を示すとともに、等級ごとの職員の役割を明確化する等の人事制度全般の改定の実施、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

③ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守(コンプライアンス)については、内部・外部の通報制度を 実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護 や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの 適切な管理等を常時点検し、徹底する。

④ リスク管理

リスク管理については、大規模自然災害が発生した場合であっても、協会事業の 継続・早期の復旧を図るため、引き続き事業継続計画の整備を進める。

また、自然災害以外のリスクも含め、事態が深刻化した場合に想定される被害が大きく、かつ協会に脆弱性のあるリスクを洗い出し、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を検討する。

さらに、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施するなど、危機管理体制の整備を進める。

(2) 人材育成の推進

「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の定着を図る。

職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務遂行を通じて職員の育成に関わるという組織風土を醸成する。

また、新たに設定された役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。

その他、オンライン研修の実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(3) 業務改革・改善の推進

業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(4) 経費の節減等の推進

引き続き、競争入札や全国一括入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

協会の運営に関する各種指標(28年度船員保険関係数値)について 【目標指標】

サービス関係指標				
サービススタンダ <i>ー</i> ドの <i>遵</i>	職務外給付の受付から振込までの日数の目	100%		
サービススメンメートの達	標(10 営業日)の達成率	10070		
' J	職務外給付の受付から振込までの日数	10 営業日以内		
 保険証の交付	資格情報の取得(年金事務所からの回送)	3営業日以内		
体灰血の大下	から保険証送付までの平均日数	0名来口灰的		
	資格取得申請の受付または勤務していた船			
疾病任意継続被保険者	舶所有者における資格喪失情報の取得(年	3営業日以内		
の保険証の交付	金事務所からの回送)のいずれか遅い方から	0 古来日外的		
	保険証送付までの平均日数			
保健事業関係指標	保健事業関係指標			
 健診の実施	 特定健康診査実施率	被保険者 42.5%		
度的0 人 加	付足健康的且关心平	被扶養者 24.0%		
船員手帳健康証明				
		38.0%		
データの取得	船員手帳健康証明データの取得率	38.0%		
		38.0% 被保険者 25.0%		
データの取得 保健指導の実施	船員手帳健康証明データの取得率 特定保健指導実施率	, -		
		被保険者 25.0%		
保健指導の実施 医療費適正化関係指標		被保険者 25.0% 被扶養者 8.0%		
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 25.0%		
保健指導の実施 医療費適正化関係指標	特定保健指導実施率 加入者1人当たり診療内容等査定効果額 (医療費ベース)	被保険者 25.0% 被扶養者 8.0%		
保健指導の実施	特定保健指導実施率 加入者1人当たり診療内容等査定効果額	被保険者 25.0% 被扶養者 8.0%		

【検証指標】

事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数	
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数	
お客様満足度	申請・手続き方法に対する満足度	
	職員の応接態度に対する満足度	
	サービス全体としての満足度	
レセプト点検	加入者1人当たり資格点検効果額	
	加入者1人当たり外傷点検効果額	
	加入者1人当たり内容点検効果額	
業務の効率化・経費の削	船員保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数	
減	随意契約の割合(件数)、内訳	
	コピー用紙等の消耗品使用状況	

⁽注)検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加。

Ⅲ. 事業体系

事 項		内 容	
	船員保険協議会の運 営	○船員保険協議会の運営を行う。	
	保険料率の設定	〇必要に応じて、一般保険料率(疾病保険料率・災 害保健福祉保険料率)及び介護保険料率の見直し を行う。	
保険運営の	財政運営	〇船員保険の財政運営を行う。	
企画・実施	運営の企画	〇加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化や 業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、 保険者としての取組みの総合的な推進を図る。	
	統計	〇船員保険事業に関する統計を作成する。	
	広報・情報発信等	〇広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。	
	保険証の交付	〇保険証の交付や被扶養者資格の再確認等を行う。 ・被保険者数 59 千人、被扶養者数 65 千人	
船員保険給付等	保険給付	 ○船員保険の保険給付を行う。 【職務外疾病給付】 ・現物給付(保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬支払基金を通じて医療費の支払いを行う。) ・現金給付(傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、療養費等) 【職務上上乗せ給付・独自給付】 ・休業手当金、下船後の療養補償、職務上年金(上乗せ給付)、行方不明手当金等 	
1) (レセプトの点検	〇レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。 ・レセプト件数: 1,355 千件(28年度見込み) 〇自動点検機能を活用した効率的なレセプト点検の 実施	
	債権の回収等	〇債権の発生を抑制するとともに、発生した債権を 保全し、回収する。	
	疾病任意継続被保険 者業務	○疾病任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を行う。・疾病任意継続被保険者:3千人	

	相談等	〇支部の窓口や本部船員保険部のコールセンター機 能を活用し、各種申請等の受付や相談等を行う。	
	情報提供	〇医療費通知 (医療費に関する情報提供) 等を行う。	
	健診	 〇外部委託事業者への委託により健診事業を実施する。 ・被保険者(35歳以上の者)については、生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・被扶養者(40歳以上74歳まで)については、特定健康診査又は生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・生活習慣病予防健診受診者に対し、胃部・胸部レントゲン検査、乳がん・子宮頸がん検査、肝炎ウイルス検査を実施する。 【国の定めた目標値(平成29年度)】特定健康診査実施率:65.0% 	
保健•福祉事業	保健指導	○外部委託事業者への委託により特定保健指導を実施する。・健診結果に基づき特定保健指導(情報提供、動機付け支援、積極的支援、その他支援)を実施する。【国の定めた目標値(平成29年度)】特定保健指導実施率:30.0%	
	加入者の健康支援	○加入者の健康増進のための総合的な取組を行う。	
	無線医療助言事業等	○無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業等を行 う。	
	特別支給金等の支給	○特別支給金や就学等援護費の支給を行う。	
	高額医療費等の貸付	〇高額医療費や出産費用の貸付を行う。	
	保養事業	〇保養施設による保養事業等を行う。	
その他	保険料に係る広報等	〇保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。	

[予算]

1. 予算総則

平成28事業年度における全国健康保険協会の予算総則は次のとおりとする。

(1) 収入支出予算

全国健康保険協会の平成28事業年度の収入及び支出は「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

(2) 債務負担行為

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令(以下「省令」という。)第8条により債務を負担する行為をすることができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額 (百万円)	年 限	理 由
システム経費	15, 278	平成 28 年度以降	複数年度にわたる契約等を締結す
ンステム社員	10, 270	6 か年度以内	る必要があるため
传	2, 431	平成 28 年度以降	複数年度にわたる賃貸借契約を締
賃貸借経費	2, 431	6 か年度以内	結する必要があるため
事務機器等リース	5	平成 28 年度以降	複数年度にわたるリース契約を締
経費	5	4 か年度以内	結する必要があるため
業務委託経費	5, 693	平成 28 年度以降	複数年度にわたる業務委託契約を
未伤安 乱 社复	在負 3,093	6 か年度以内	締結する必要があるため
保険契約に係る経	11	平成 28 年度以降	複数年度にわたる契約等を締結す
費		3 か年度以内	る必要があるため

(3) 流用等の制限

省令第9条で指定する経費は、業務経費及び一般管理費とする。 なお、健康保険勘定と船員保険勘定間における流用は行うことができないものとする。

(4) 繰越制限

省令第10条で指定する経費は、人件費及び福利厚生費とする。

2. 収入支出予算(平成28年4月1日~平成29年3月31日)

〔健康保険勘定〕 (単位:百万円)

	(単位:日万円)
区別	予算額
収入	
	0 111 022
保険料等交付金	9, 111, 023
任意継続被保険者保険料	72, 221
国庫補助金	1, 338, 046
国庫負担金	6, 960
貸付返済金収入	275
運用収入	_
短期借入金	_
寄付金	-
維収入	11, 796
計	10, 540, 321
+11	
支出	F 400 100
保険給付費	5, 466, 132
拠出金等 	3, 375, 664
前期高齢者納付金	1, 489, 086
後期高齢者支援金	1, 763, 770
老人保健拠出金	51
退職者給付拠出金	122, 747
病床転換支援金	11
介護納付金	949, 843
業務経費	121, 272
保険給付費等業務経費	8, 700
レセプト業務経費	3, 914
企画・サービス向上関係経費	2, 837
保健事業経費	105, 820
福祉事業経費	0
一般管理費	45, 263 17, 712
人件費	17, 712
福利厚生費	
一般事務経費	27, 487 275
貸付金	275
借入金償還金	0.000
雑支出	2, 228
予備費	E70 642
累積収支への繰入	579, 643
翌年度繰越	_
計	10, 540, 321

〔船員保険勘定〕

(単位:百万円)

【加貝休俠刨化】	(単位:日万円)
区別	予算額
Um 3	
収入	00 550
保険料等交付金	36, 559
疾病任意継続被保険者保険料	1, 190
国庫補助金	2, 952
国庫負担金	163
職務上年金給付費等交付金	5, 798
貸付返済金収入	1
運用収入	63
寄付金	_
雑収入	85
累積収支からの戻入	1, 587
=1	40, 400
計	48, 400
支出	
保険給付費	25, 983
拠出金等	9, 940
前期高齢者納付金	3, 180
後期高齢者支援金	6, 274
老人保健拠出金	0
退職者給付拠出金	485
病床転換支援金	0
介護納付金	3, 135
業務経費	2, 760
保険給付等業務経費	130
レセプト業務経費	23
保健事業経費	642
福祉事業経費	1, 923
その他業務経費	42
一般管理費	1, 656
人件費	420
福利厚生費	1
一般事務経費	1, 234
貸付金	1, 204
雑支出	317
予備費	140
累積収支への繰入	4, 468
翌年度繰越	
	40.400
	48, 400

(注)予備費は保険給付費等の 0.5%を計上。